

## 東日本大震災 無料困りごと相談・ 法律相談会

震災により、法律問題や税金問題でお悩みの方、そのほか生活全般の困りごとがある方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いません。

どうぞ気軽に相談ください。

●日時 平日 13時～17時  
※曜日によって相談員・相談時間が変わりますので、左記の相談員の項目で確認してください。

●相談員 福島県弁護士会、相馬市四団体協議会（司法書士会・税理士会・行政書士会・土地家屋調査士会）、福島県社会保険労務士会

▽弁護士会  
主な相談内容 原発事故による損害賠償、多重債務、離婚相続問題、労働問題、金銭トラブル  
月・木曜日 15時～17時

▽司法書士会  
主な相談内容 相続手続き、売買、贈与、登記、会社、法人設立、変更登記  
火・水・金曜日 13時～16時

▽税理士会  
主な相談内容 所得税、相続

税、贈与税、法人税金曜日 15時～17時

▽行政書士会  
主な相談内容 農地転用許可申請、その他官公庁許認可申請  
月曜日 13時～15時

▽土地家屋調査士会  
主な相談内容 分筆、測量、土地建物の調査  
水曜日 15時～17時

▽社会保険労務士会  
主な相談内容 雇用保険、労災保険、健康保険、休業手当、解雇、年金問題  
木曜日 13時～15時

## 行政相談

●日時  
①5月7日（火）  
②5月21日（火）  
10時～12時

## 多重債務相談

●日時 毎日（土、日、祝日を除く）8時30分～17時  
※必要に応じて弁護士相談を受けることができます。

## 無料法律相談会

日常生活の悩みなど、法律的な観点から無料で相談を行います。  
希望する方は生活環境課まで予約ください。

●日時  
①5月7日（火）  
②5月20日（月）  
13時～16時30分

## 市民相談

●日時 毎日（土、日、祝日を除く）8時30分～17時

## 交通事故相談

●日時  
①5月9日（木）  
②5月23日（木）  
9時～17時

## 消費生活相談

訪問販売、商品トラブルなどについて。

●日時 毎日（土、日、祝日を除く）8時30分～17時

ここまでの相談場所・問い合わせ先 生活環境課（☎372144）

## 生活困りごと相談

経済的な困りごとなど、気軽に相談ください。  
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）、8時30分～17時  
生活サポート相談センター（総合福祉センター内 ☎362015）

## 解説



## 相続登記

ここでは、相続登記を行わないことで生じるさまざまな問題や、相続登記に関する疑問などを、全10回に分けて掲載します。

## 第7回 亡くなった父が建築した建物の登記がない場合、どうするの？

Q 5年前に亡くなった父が生前建築した住宅があるのですが、登記をしていないことが判明しました。この建物は私が相続したのですが、登記をしなければいけないと言われています。どのようにしたらよいでしょうか？

A ご質問の場合は、建物を相続したことにより所有者となった方（相続人）が建物の登記（建物表題登記）を法務局へ申請しなければなりません。

建物表題登記は書面またはインターネットを利用して申請します。

相続人が申請する場合、通常の添付書類（建築した人の所有権を証明する書類、所有者の住民票、建物の図面など）のほか、自分が「亡くなられた前所有者（父親）の相続人」であることを証明する書類（戸籍（除籍）謄本、遺言書、遺産分割協議書など）を提出する必要があります。

今回は、第8回「親から相続した土地に建物が建っているのに、地目が山林？」をテーマに紹介します。

不明な点は左記まで問い合わせください。

## ●問い合わせ先

▽福島県土地家屋調査士会（☎024-534-7829）  
▽福島県方法務局（☎024-534-2045）

## 休日の当番医

5月 1日 (水)	相馬中央病院	沖ノ内三丁目	36-6611
5月 2日 (木)	八巻クリニック	中村一丁目	37-7117
5月 3日 (金)	菅野医院	新地町谷地小屋	63-2388
5月 4日 (土)	浜通りふれあい診療所	沖ノ内一丁目	26-7100
5月 5日 (日)	大石医院	中村字大町	35-3451
5月 6日 (月)	ふなばし内科クリニック	中村字塚田	35-1500
5月 12日 (日)	羽根田医院	沖ノ内二丁目	35-2970
5月 19日 (日)	杉本医院	小泉字高池	36-3650
5月 26日 (日)	あらし産婦人科クリニック	馬場野字山越	35-0303

※診療時間は 9:00 ~ 16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎ 36-5101)  
相馬中央病院 (☎ 36-6611)

## 5月の行事予定

(4月15日現在)

月日	行事名	時間	場所
5月4日 (土)	福島県立相馬高等学校吹奏楽部 第20回定期演奏会	14:00	市民会館
5月10日 (金)	春の全国交通安全運動出動式	10:00	市民会館
5月22日 (水)	平成31年度相馬地区青少年赤十字 指導者協議会総会並びに研修会	13:30	市民会館
5月26日 (日)	第2回相馬復興サイクリング	6:30	市民会館

## 休日の当番歯科医

5月 1日 (水)	羽生歯科医院	南相馬市原町区	23-3214
5月 2日 (木)	八巻歯科医院	中村一丁目	35-3061
5月 3日 (金)	松本歯科医院	南相馬市原町区	24-1687
5月 4日 (土)	桜ヶ丘デンタルクリニック	中村字川沼	26-7018
5月 5日 (日)	いしばし歯科	南相馬市原町区	23-6022
5月 6日 (月)	ヒロシ歯科クリニック	中村字塚田	35-0567
5月 12日 (日)	竹林歯科医院	南相馬市原町区	24-6060
5月 19日 (日)	斉藤歯科医院	中村字錦町	36-2625
5月 26日 (日)	廣瀬歯科医院	南相馬市原町区	23-2207

※診療時間は 9:00 ~ 16:00

## 献血に協力を

月日	時間	場所
5月31日 (金)	10:00 ~ 12:00	オリエンタルモーター (株)
	13:30 ~ 15:00	フジモールド工業 (株)
	15:30 ~ 16:30	相馬地方広域水道企業団

※献血は医師の診断の上、行います。

## 元号法

長い引用をするのは、原稿書ぎに困ってスペースを埋めるためだろう…との批判もないうわけではないですが、批判に負けず、今回も法律の全文引用してみます。

▽元号法▽1 元号は、政令で定める。▽2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。(引用ここまで)

今回、元号法を取り上げたのは、はやりにも乗りたかつたという面もありますが、気になる点も何点あります。

一つは、この法律が何条で構成されているか。「第〇条」の記載がないので1条だけで構成されているだろうと推測できますが、附則にもヒントがあります。

▽附則▽1 この法律は、公布の日から施行する。▽2

## エッセー 法律あれこれ



企画政策部 参事  
弁護士 小津充人

大阪府出身。平成17年弁護士登録。大阪の法律事務所などで4年勤務後、日本弁護士連合会などの支援で設置された公設事務所(秋田県大館市)に所長として赴任(6年間)。平成28年4月より現職(福島県弁護士会会員)。

昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。(引用ここまで)

なるほど、附則「2」で法律本体の「1」が「第一項」の意味だと判断できます。

他方、昭和の元号はこの法律で定められたということもわかります…が、この法律が大正から昭和への改元の際に定められたには言い回しが現代的ですし、この法律に基づき定められた「もの」となり「もの」として、法令番号を確認すると「昭和54年法律第43号」とあります。なる

ほど、昭和54年に成立した法律であれば、現代的な言い回しも、さかのぼって根拠を与えたような「ものとする」という表現も納得です。

ただ、昭和の元号が、昭和が始まってから54年も過ぎた

時期に定められた点は気になります。連綿と続く元号に最近まで法的根拠がなかったかのように感じられますが、法律の世界には、慣習化され確立された規範について一定の法的拘束力を認める慣習法という概念もありますので、明文の法律がないとその根拠がないというわけではありません。また、そもそも元号については、天皇主権原理を採用した大日本帝国憲法の下では立法権が天皇に帰属していたため法律と元号の関係は特に問題にならなかったものの、国民主権原理を採用する日本国憲法の下では、立法権が国民(国会)に帰属する一方で、元号を定める権能をどのように扱うかについて、国民的議論も十分でなく、結論が出せないまま時間が経過した…というのが実情だと思われまふ。そのためか、本法には、国民に使用を強制する文言はありませんし、罰則もありません。使用してもいいし、しなくてもいいのです。法律は、多くの場合で「白黒はつきりさせる」作業ですが、時に、歴史的・文化的作業を担うこともあります。

# 代替車両の軽自動車 税非課税措置の延長

東日本大震災により滅失し、または損壊し、永久抹消登録した自動車・軽自動車の代わりに軽自動車を取得した場合、平成23年度から平成30年度までの各年度分の軽自動車税が非課税措置を受けることができましたが、平成31年度税制改正により、次のとおり一部延長されました。

- ▽平成31年度に取得した代替軽自動車
- ▽平成31年度および令和2年度の軽自動車税
- ▽令和2年度に取得した代替軽自動車
- ▽令和2年度および令和3年度の軽自動車税

- 対象となる車両
- ▽被災した自動車または三輪以上の軽自動車の代替車両として取得した三輪以上の軽自動車
- ▽被災した原動機付自転車、二輪の軽自動車または二輪の小型自動車の代替車両として取得した原動機付自転車、二輪の軽自動車または二輪の小型自動車
- ▽被災した小型特殊自動車の代替車両として取得した小型特殊自動車
- 次のような場合は、今回の非課税措置の対象外です
- ▽被災車両と代替車両の所有者が異なる場合
- ▽被災車両が営業用で代替車両が家用となる場合
- ▽被災車両が家用で代替車両が営業用となる場合
- ▽被災車両が普通自動車または軽自動車である場合
- ▽被災車両が二輪車で代替車両が普通自動車または軽自動車となる場合
- ▽被災車両の台数を超過して申請する場合
- ▽すでに非課税の場合
- 【申請に必要な書類】
- 三輪以上の軽自動車を取得した方
- ▽滅失し、または損壊した自動車などが被災車両であることを証する書類
- ▽代替車両として取得した自動車検査証

- 原動機付自転車・軽二輪・二輪の小型自動車・小型特殊自動車を取得した方
- ▽滅失し、または損壊した自動車などが被災車両であることを証する書類
- ▽代替車両として取得した登録内容が確認できる書類
- ※必要書類などの詳細は、問い合わせください。
- 問い合わせ先 税務課市民税係（☎372127）

## 平成31年度 自動車の定期課税

- 自動車税は、毎年4月1日午前零時現在で車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。
- 平成31年度自動車税の納税通知書の発送は5月8日（水）を予定しており、納期限は5月31日（金）です。
- なお、避難先などへ郵便物の転送を希望される方は、最寄りの郵便局へ「転居届」の提出をお願いします。
- 問い合わせ先 相双地方振興局県税部課税課 課税第二チーム（☎261127）

## 軽自動車税が減免されます

上記のほかに次の要件に該当する車両も対象です

- 次の要件に該当する場合、軽自動車税が減免されます。登録（車両）番号を確認の上、申請ください。
- 対象 4月1日現在で次のいずれかに該当する車両
  - ▽障がい者本人が所有する車両
  - ▽18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と生計を一にする方が所有する車両
  - ※障がい者1人につき1台のみ減免されます。
  - ※すでに自動車税（県税）が減免されている場合は該当しません。
  - 持参するもの
  - ▽申請する方（納税義務者）のはんこ
  - ▽身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
  - ▽運転免許証
  - ▽納税通知書
  - なお、障害の区分や等級により減免の対象に該当しない場合もありますので、初めて申請する方は税務課市民税係まで問い合わせください。
- ①専ら身体障がい者などの利用に供するため、特別の仕様により製造または一般の軽自動車に構造変更が加えられた軽自動車
- ②構造上身体障がい者などの利用に供するための軽自動車（①と同様に構造変更などが加えられた軽自動車で身体障がい者以外にも併せて利用される軽自動車）
- ③専ら身体障がい者などが運転するための構造変更がなされた営業用の軽自動車
- ※①～③の申請には、車検証の写しが必要です。
  - 申請期間 5月13日（月）～5月24日（金）
  - ※期限を過ぎると減免を受けられません。
  - 軽自動車税の納税通知書の発送は5月10日（金）ごろを予定しており、納期限は5月31日（金）です。
  - 申請・問い合わせ先 税務課市民税係（☎372127）

## 住宅用太陽光発電システム設置費を補助します

市は、再生可能エネルギーである太陽光発電の導入を支援するため、住宅用太陽光発電システム設置費を補助します。

●補助の対象となる太陽光発電システム（全ての要件を満たすもの）

- ▽住宅用であること
- ▽未使用品であること
- ▽既存の太陽光発電システムの全部または一部を入れ替えたもの、既存の太陽光発電システムに増設したものでないこと（平成28年5月1日以前にシステム設置に着手したものに適用）
- ▽電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定による認定を受けているシステムであるもの
- ▽太陽電池モジュールの公称最大出力合計またはパワーコンディショナの定格出力合計が10キロワット未満であるもの
- ▽太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その

ほか付属機器、設置工事に係る費用の合計が太陽電池の公称最大出力1キロワット当たり税抜き50万円以下であるもの

●補助対象者（全ての要件を満たす方）

- ▽市内に住民票がある方
- ▽市内に自らが所有し、住民票に記載された住所に存在する住宅にシステムを設置した方、またはシステムを設置した住宅を購入し引き渡しを受けた方
- ▽電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を結んだ方
- ▽市税に滞納のない方
- ▽この補助金を受けたことがない方

●補助額

- ▽システム公称最大出力の1キロワット当たり3万円を乗じた額
- ▽上限12万円（4キロワットまで補助）

●受付期間 令和2年3月19日（木）まで

※今年度の予算額に達した時点で受け付け終了。

●申請方法

- ▽太陽光発電システムの設置が完了した日（太陽光発電システムの電力需給開始日）から12カ月以内に、「相馬市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書」に必要な書類を添付し、企画政策課へ提出ください。

●申請書・添付書類

- ▽市ホームページからダウンロード、または企画政策課窓口で配布します。

●関連サイト

- ▽県の補助制度  
<http://fukushima-pv-hojo.org/>

●申請・問い合わせ先

企画政策課（☎372132）



## 平成30年度 情報公開・ 個人情報保護制度 実施状況をお知らせします

【情報公開条例に基づく開示請求の状況】

- 公文書開示請求件数 3件、対象公文書数 3件うち▽開示 1件▽一部開示 1件▽不開示 1件▽不服申立 0件
- 任意的開示申出件数 7件、対象公文書数 9件うち▽開示 1件▽一部開示 4件▽取下げ 4件

【個人情報保護条例に基づく開示請求の状況】

- 自己情報開示請求件数 4件、対象自己情報数 8件うち▽開示 4件▽一部開示 4件

※請求（申し出）件数が1件であっても、対象となる公

文書および自己情報が複数の所管課などにわたる場合は、分割して集計しますので、請求件数と対象公文書の件数が一致しない場合があります。

※平成30年度に請求のあったものが集計対象となります。

情報の公開や個人情報の保護に関する事務は、「相馬市情報公開条例」「相馬市個人情報保護条例」に基づいて行っています。

市民の皆さんが、条例に基づき情報の開示請求をされる場合の順序は、次のとおりです。

- (1) 市政情報コーナーで所定の様式に必要事項を記入し、情報の公開を請求
- (2) 各担当課で請求内容を確認
- (3) 情報開示の可否について請求された方に通知
- (4) 情報開示文書の閲覧または写しの交付

◎詳しくは、市政情報コーナーまで相談ください。

●問い合わせ先 市政情報コーナー（企画政策課内 ☎372218）

## 第40回青少年 国際交流キャンプ 参加者募集

富士山麓の自然豊かなキャンプ場で、全国から集まる仲間と共にさまざまな体験活動を通して友情を深めてみませんか。

●日時 7月30日(火)～8月3日(土) 4泊5日

●場所 静岡県立朝霞野外活動センター

●定員 80人

●対象 小学3年生～小学6年生

●内容 富士登山、テント生活体験、野外炊飯体験など

●申込期限 7月5日(金)

●参加費 発着地により異なります。詳細は左記に問い合わせください。

●問い合わせ先

▽公益財団法人国際青少年研修協会 (☎03-6417-9721)

▽ホームページ

<http://www.kskk.or.jp>

## 春の全国交通安全運動

5月11日から20日までの10日間は「2019年春の全国交通安全運動」期間です。

市は、全国交通安全運動に合わせ出動式を開催します。多くの方の参加をお待ちしています。

なお、期間中の運動の重点として、「子供と高齢者の交通事故防止」、「自転車の安全利用の推進」、「全ての座席のシートベルトとチャイルド

シートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」を挙げ、普及啓発活動を実施します。

市民一人一人が交通安全について考え、行動し、悲惨な交通事故を無くしましょう。

●出動式日時 5月10日(金) 10時

●場所 市民会館

●問い合わせ先 市交通対策協議会(生活環境課 ☎372144)

## アート・メゾン☆ パネルシアターカフェ

パネルシアターとは、布を張ったパネルにイラストをつかってお話しをする手法です。子どもたちが喜び仕掛けがたくさんあり、親子で楽しめますので、ぜひ参加ください。

パネルシアターの後は、お茶を飲みながら子育てについて楽しくお話ししましょう。

●日時 5月25日(土) 10時30分～

※1時間程度

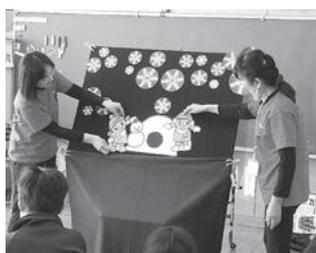
●参加費 無料

●場所 LVMH子どもアート・メゾン

●定員 10組20人程度

※定員になり次第締め切り

●申込・問い合わせ先 生涯学習課 (37-2187)



## 6月1日は 人権擁護 委員の日

です

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことにより、法務省および全国人権擁護委員連合会は、同法が施行された日を記念して、特設人権相談所を開設します。

相談は無料で人権擁護委員が行い秘密は厳守します。人権に関する困りごとや悩みごとなど、気軽に相談ください。

●日時 6月1日(土) 10時～15時

●場所 総合福祉センター(はまなす館)

●電話相談

▽みんなの人権110番(☎0570-0003-110)

▽子どもの人権110番(☎0120-0007-110)

▽女性の人権ホットライン(☎0570-070-810)

●問い合わせ先 福島地方務局相馬支局(☎363413)

## 防災行政無線で 情報伝達訓練を 実施します

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)からの情報が防災行政無線で正常に受信できるか確認するために行うもので、本市以外にも全国で同様の情報伝達訓練が一斉に行われます。

●実施日時 5月15日(水) 11時ころ

●実施内容 市内に設置してあるすべての防災行政無線から一斉に、次の内容が放送されます。

●放送内容

①上りチャイム音

②「これは、Jアラートのテストです。」(3回繰り返し放送されます)

③「こちらは、防災そうま広報です」

④下りチャイム音

※Jアラートとは、地震・津波や弾道ミサイル発射などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

●問い合わせ先 地域防災対策室(☎372121)

## みなんで一緒に楽しく学びましょう!! まちづくり出前講座

まちづくり出前講座とは、市民の皆さんに学習する機会を提供することを目的に、市民の方々が主催する学習会や会合などの場所に市や関係機関の職員、ボランティアの市民講師が出向いて各種講座を行うものです。  
この出前講座は、受講者として利用いただくことはもちろん、講師となつて日ごろの生涯学習の成果を実践していただくことも可能です。

### 【講師をしたい方】

#### ボランティア 市民講師 募集

#### 資格など

資格、年齢制限などはありません。教えていただける技術や知識があつて、開催場所まで自力で行ける方なら誰でも登録できます。

#### 申し込み方法

生涯学習課に備え付けの登録用紙がありますので、内容を記入の上、提出ください。

- ① 申込書は生涯学習課に備え付けてあります。
- ② ファクスでの申し込みも可能です。
- ③ 市のホームページからもダウンロードできます。



QRコードはこちらから



### 【受講したい方】 申し込み方法

#### Step 1

#### 受講者を 10人程度 集める

受講資格は市内に在住、在勤、在学している方で、10人程度で構成する団体、グループです。

#### Step 2

#### 希望日 場所を 連絡

連絡先は生涯学習課まで。講座が実施可能か講師と連絡調整します。

#### Step 3

#### 申込書を提出

日程と場所の調整が完了したら申込書を生涯学習課へ提出してください。

受講料は無料です。  
※講座内容により材料費が必要になる場合あり。

- ① 日程調整の電話は講座を実施する日の3カ月前から2週間前までの期間にお願いします。
- ② 原則として時間帯は平日9時から17時までの2時間以内です。
- ③ 場所は受講者側で準備してください。

#### ●申込・問い合わせ先 生涯学習課

▽☎ 37-2187 ▽ファクス 37-2617

▽メールアドレス sy-syogai@city.soma.lg.jp

メニュー以外の内容でも、可能なかぎり希望に添える講座を用意します。

詳しくは、問い合わせください。

### A 行政のしくみ・計画・制度・取り組みに関すること

No.	講座名
A-1	ISO9001 について
A-2	相馬市のしくみ
A-3	相馬市の家計簿
A-4	知っておきたい税のおはなし
A-5	相馬市の復興計画について
A-6	NPO 設立について
A-7	私にもできる？統計調査員
A-8	統計調査の疑問に答えます
A-9	戸籍のしくみについて
A-10	マイナンバー制度について
A-11	市議会のしくみについて
A-12	「選挙」ってなに？
A-13	「相続と遺言」「任意後見制度について」
A-14	放射能教育について
A-15	相馬市総合計画「相馬市マスタープラン 2017」について

### B 生活・環境に関すること

No.	講座名
B-1	身近な水辺の水質（河川やお堀など）
B-2	「どんぐり」から森を学ぼう
B-3	相馬市の水道水について
B-4	消費生活と消費者トラブル
B-5	ごみ処理とリサイクル
B-6	地球温暖化と省エネ
B-7	交通安全について

### C 健康・子育て・運動に関すること

No.	講座名
C-1	国保特定健診等で医療費ダイエット
C-2	高齢者医療制度について
C-3	国民年金について
C-4	子育て支援について
C-5	児童センターってどんなところ？
C-6	保育所ってどんなところ？
C-7	知っておきたい！障がい者福祉
C-8	知っておきたい！高齢者福祉
C-9	認知症を知ろう！ （認知症サポーター養成講座）
C-10	介護予防体操教室「骨太けんこう体操教室」
C-11	訪問看護について
C-12	献血のはなし
C-13	健康講座①高血圧を予防しよう
C-14	健康講座②乳幼児の健康
C-15	健康講座③食育って知ってる？
C-16	思春期の子どもの理解
C-17	薬の知識と正しい使い方
C-18	薬とサプリメント
C-19	心がはずむレクリエーション
C-20	健康と体力づくり

## 出前講座メニュー表

### C 健康・子育て・運動に関すること

No.	講座名
C-21	フランスの貴族の中で発展した「ペタンク」を楽しんでみませんか
C-22	バドミントンを初歩から教えます
C-23	介護予防・認知症予防

### D 歴史・文化・読書・公民館に関すること

No.	講座名
D-1	生涯学習って何ですか？
D-2	相馬市歴史資料収蔵館・相馬市郷土蔵について
D-3	中村城および相馬の名所旧跡
D-4	「御仕法について」
D-5	公民館について
D-6	図書館を探検しよう

### E 商工業・観光物産・農林業に関すること

No.	講座名
E-1	相馬市の商工業
E-2	相馬の観光と物産
E-3	相馬市の農林水産業について
E-4	農地の無断転用をなくそう
E-5	田畑を他の用途に変更するときは

### F 建設に関すること

No.	講座名
F-1	相馬のダムについて
F-2	下水道のある暮らし
F-3	高速道路が出来るまで
F-4	相馬市の公園について
F-5	「道」のはなし

### G 防災・安全に関すること

No.	講座名
G-1	犯罪や事故による被害について考えてみましょう
G-2	災害救援ボランティア
G-3	防災教育 いのちをみつめる
G-4	防災教育 防災コミュニケーションワークショップ (BCW)

### H 趣味・そのほか

No.	講座名
H-1	アロマセラピーハンドマッサージ講座
H-2	メディカルアロマセラピー① 香りで脳と心のメリハリを！
H-3	メディカルアロマセラピー② 日常生活活躍アロマ
H-4	メディカルアロマセラピー③ 自然の力でお肌をケア
H-5	マヤ暦ガイダンス
H-6	特別メニュー

## 高校在学中の

## 交通遺児に

## 支援金を支給

市交通対策協議会は、交通遺児などの高校生活を支援するため、支援金を支給します。

●対象者 次の条件をすべて満たす生徒を扶養している方

▽市内に住所を有する生徒

▽高等学校、高等専門学校または支援学校高等部に在学する満18歳未満の生徒

▽交通遺児、または交通事故で父母などが重度の障害（自動車損害賠償法施行令別表に定める後遺障害の1級から3級）となった生徒

●支給額 1人年5万円

●必要書類など

▽支援金交付申請書（生活環境課の窓口で配布）

▽交通事故証明書

▽高校、高専、支援学校高等部の在学証明書

▽はんこ

▽金融機関名と口座番号のわかるもの

●申込期限 6月7日（金）

●申込・問い合わせ先 市交通対策協議会（生活環境課 ☎ 372144）

## 受講生募集

## 市民手話講習会開催

市は、手や指で会話や手話を楽しく学ぶ市民手話講習会を開催します。市民の方ならどなたでも受講できます。みなさんの参加をお待ちしています。

●講習日 5月18日～7月13日（全8回）各回土曜日

※6月15日を除く。

●講習時間 13時30分～15時

●場所 総合福祉センター（はまなす館）

●受講料 無料

●申込期限 5月13日（月）

●申し込み方法 受講希望の方は、①氏名（フリガナ）②住所③連絡先を電話または

ファクス、メールでお知らせください。

●申込・問い合わせ先 市社会福祉協議会 ☎ 365033

▽ファクス 363109

▽メール s-syakyochiki@world.ocn.ne.jp

## 宇多川探検 第3弾

## 「城下町の水路」

（相馬の水環境の今昔を考える街中ハイイク）

宇多川の取水口から、水の流れをたどり、中村城跡の堀に沿って歩きます。

街と水の歴史に思いをはせながら、ゆっくり歩く平坦なコースですので、気軽に参加ください。

●日時 6月1日（土）8時30分～12時（小雨決行）

●集合場所 スポーツアリーナさうま駐車場

●コース 宇多川右岸～取水口～愛宕神社下～城下水路巡り～スポーツアリーナさうま駐車場

●持ち物 △水▽弁当▽おやつ▽雨具

●服装 △長袖長ズボン▽帽子▽運動靴

●申込期限 5月30日（木）

●参加料 無料

●定員 20人

●申込・問い合わせ先 はぜっ子倶楽部 担当 寺島

☎ 366903

▽メール tera1828@snow.ocn.ne.jp

## 国民生活基礎調査を実施します

全国の世帯および世帯員を対象とした厚生労働省の統計調査が6月6日と7月11日を基準日に実施されます。この調査は、国民の保健、医療、福祉、年金、所得などの状況を世帯面から総合的に判断し、少子高齢化対策などに役立てることを目的としています。

対象となった世帯には、5月下旬と6月下旬の2回にわたって身分証を携帯した調査員が伺います。

個人情報厳守しますので、調査に協力願います。

●問い合わせ先

▽相双保健所（☎ 26-1323）

▽企画政策課情報統計係（☎ 37-2218）

## 生ごみは、水気をよく切って捨てましょう

生ごみには多くの水分が含まれていて、悪臭の発生や動物に荒らされる原因となります。生ごみは捨てる前に水気をよく切ってから捨てましょう。

また、市は生ごみ処理機の奨励金を交付していますので併せて活用ください。

●問い合わせ先 生活環境課（☎ 37-2143）

# レクリエーションフェスティバル参加者募集

市レクリエーション協会は、次により参加者を募集します。

また、各種目の会員も募集していますので、興味のある方は問い合わせください。

●レクリエーションフェスティバル各競技日程など 下表のとおり

●注意事項

▽参加者は、あらかじめ健康診断を受けるなど各自で体調の管理をしてください。

▽当日体調が悪い場合は、参加を見合わせてください。

▽主催者は応急手当以外の責任は負いません。各自傷害保険などに加入してください。



種目	日時	会場	申込・問い合わせ先	参加料	申込期限
アマチュアダンス	5/11 (土) 18時～	総合福祉センター(はまなす館)	村上精一 ☎ 36-8566	無料	当日可
グラウンドゴルフ	6/5 (水) 8時30分～	二の丸球場	宇佐見誠一 ☎ 36-2551	無料	5/29 (水)
ソフトバレーボール	5/19 (日) 8時30分～	スポーツアリーナそうま	齋藤知子 ☎ 36-7750	1チーム2,000円	5/7 (火)
ターゲットバードゴルフ	6/15 (土) 8時30分～	長友グラウンド南側練習場	宇佐見誠一 ☎ 36-2551	無料	6/8 (土)
太極拳	6/8 (土) 9時30分～	スポーツアリーナそうま剣道場	今野清身 ☎ 36-2590	無料	当日可
ベタンク	6/1 (土) 13時～	長友グラウンド	青田治子 ☎ 35-5006	無料	当日可
ラージボール卓球	6/9 (日) 9時～	スポーツアリーナそうま	鈴木誠一 ☎ 35-4075	シングルス 600円 ダブルス 1,200円	5/17 (金)
パークゴルフ	6/16 (日) 8時30分～	相馬光陽パークゴルフ場	荻野利夫 ☎ 36-2922	会員 500円 一般 1,000円	6/10 (月)
ストリートダンス	5/6 (月) 19時30分～	スポーツアリーナそうま	渡辺英尊 ☎ 090-3336-3314	無料	当日可
レクリエーションクラブ	6/15 (土) 13時30分～	スポーツアリーナそうま 2階会議室	齋藤かおる ☎ 35-5483	1人500円	当日可

## 参加者募集!

未来(あした)への道  
1000 km  
縦断リレー 2019

QRコード  
こちらから  
↓



http://www.1000km.jp

▽ホームページ

451-6107)

▽参加者事務局(☎03-3

●申込・問い合わせ先

●参加料 無料

●募集期限 5月28日(火)

申込みください。

参加方法など、詳細はホ

ムページより確認の上、申

込みにしてください。

本市にゴール、8月1日(木)

に本市をスタート。

を縦断するリレーを開催。

転車で東日本大震災の被災地

から東京までランニングと自

日(水)までの15日間、青森

7月24日(水)から8月7

線32336)

人事第二課試験研修係(☎0

●問い合わせ先 仙台国税局

(日)

●第1次試験日 9月1日

NAV1 (http://www.jinji.go.jp/

saityo/saityo.htm)

みはインターネット

●申し込み方法 受験申し込

準ずると認める者

2 人事院が1に掲げる者に

者

●受付期間 6月17日(月)

6月26日(水)

●受験資格 次の1または2

1 平成31年4月1日時点

高校卒業後3年を経過してい

ない者および令和2年3月ま

でに高校を卒業する見込みの

か。

●受検資格 次の1または2

に該当するもの

1 平成31年4月1日時点

高校卒業後3年を経過してい

ない者および令和2年3月ま

でに高校を卒業する見込みの

か。

●受検資格 次の1または2

に該当するもの

1 平成31年4月1日時点

高校卒業後3年を経過してい

ない者および令和2年3月ま

でに高校を卒業する見込みの

か。

●受検資格 次の1または2

に該当するもの

1 平成31年4月1日時点

高校卒業後3年を経過してい

ない者および令和2年3月ま

## 第8回みちのく潮風トレイルウォーキング With第39回市民歩け歩け大会

青森県八戸市から本市までの海岸線を中心に設定される「みちのく潮風トレイル」コースのうち、相馬区間の一部を使用した市民歩け歩け大会を開催します。

- トレイルとは、森林や海岸などにある「歩くための道」を指す言葉です。地域の自然や文化に触れながら一緒に歩いてみませんか。ゴール後にノリ汁も振る舞われます。
- 対象者 約12キロメートルを完歩できる方
- 募集人数 200人
- 日時 6月1日(土)
- 集合 8時
- 出発 8時45分
- 終了予定 12時30分ころ

※小雨決行、荒天時は中止。

荒天時は公式ホームページを確認ください。

- 集合場所 市民会館駐車場
- コース 約12キロメートル 塩手山方面(予定)
- 持参物 水分補給ができる飲み物(自由)
- 参加料 無料
- 申し込み方法 5月24日(金)までに、市観光協会へ電話で申し込みください。
- 問い合わせ先
- ▽市観光協会 ☎353300
- ▽公式ホームページ <http://tohokuken.go.jp/mcf/>
- ▽生涯学習課スポーツ振興係 ☎372278

## 福島さわやか行政相談キャンペーン

5月1日(水)から31日(金)までの1カ月間は「福島さわやか行政相談キャンペーン」期間です。このキャンペーン期間中次の日時点で相談所を開設しますので、気軽に利用ください。

- 日時 5月7日(火)、5月21日(火) 10時～12時
- 場所 生活環境課
- 申込・問い合わせ先 生活環境課 ☎37-2144

## 住まいの復興給付金 申請相談会

住まいの復興給付金制度は、平成26年4月1日からの段階的な消費税率の引き上げに伴い、東日本大震災により被災された皆さんの住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応する制度です。

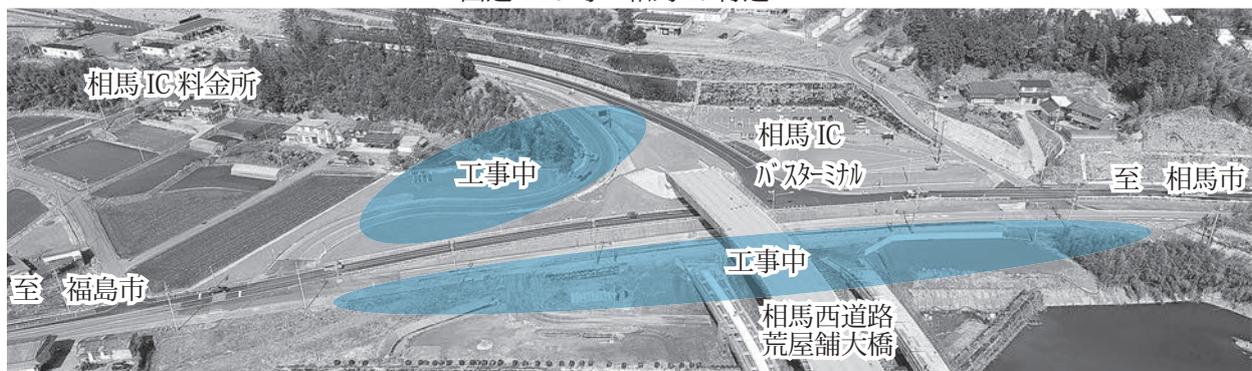
- 受け付け相談内容
- ▽住まいの復興給付金申請可否
- ▽申請時の必要書類
- ▽申請書類の記入方法や、作成した申請書類の事前確認
- 日時 5月18日(土) 10時～16時
- 会場 飯豊公民館会議室
- 注意事項 住まいの復興給付金事務局に、住宅の引渡日から1年以内に申請してください。
- 問い合わせ先 住まいの復興給付金事務局コールセンター ☎0120-2501460

## 相馬福島道路 — 復興支援道路 —

相馬福島道路の工事状況をお知らせします。今回は、国道115号の相馬IC付近の状況です。(4月現在)



国道115号 相馬IC付近



3月13日に相馬IC周辺の国道115号の車線切替を行いました。相馬IC入口交差点の位置が変わりましたのでご注意ください。

- 進捗状況は、相馬市役所2階にも掲示しています。
- 磐城国道事務所のホームページ (<http://www.thr.mlit.go.jp/iwaki/>) でもご覧いただけます。
- 問い合わせ先 国土交通省東北地方整備局 磐城国道事務所相馬出張所 ☎35-1145